

患者支援チーム連携ルールについて

新城市ほいっぷネットワークの立ち上げ時から運用されていた、「患者支援チーム連携ルール」の運用について、以下のとおり見直し（一部廃止）を行いましたので通知します。

ほいっぷネットワーク利用者におかれましては、本通知の内容をご理解いただき、適切な運用及び情報管理などを行ってください。

内 容

患者登録及び支援チーム登録（変更）を行った際の様式（患者及び支援チーム登録届出書・患者及び支援チーム変更届出書）による新城市への届出事務を「廃止」する。

適用開始日

令和元年 11 月 1 日

利用者における対応

患者登録及び支援チーム登録（変更）を行った際の様式（患者及び支援チーム登録届出書・患者及び支援チーム変更届出書）による新城市への届出を行わない。

注 意 点

- ①運用の見直し（廃止）となる対象の事務は、「患者支援チーム連携ルール」における「患者及び支援チーム登録届出書」及び「患者及び支援チーム変更届出書」の提出事務のみとなります。
- ②患者に対しての説明及び「同意書」の受領は、継続して行ってください。併せて、別途事務連絡（201910 事務連絡・個人情報取扱同意書の受領及び保管について）にて通知しているとおり、保管は各医療・介護等関係機関にて行ってください。
- ③転出や死亡などの事由で、支援することのなくなった患者の情報は、支援中止日から 5 年間保存してください。保存期間の満了後は、適宜削除を行ってください。
- ④支援チーム作成後に追加される医療・介護等関係機関については、「個人情報取扱同意書」の再受領の必要はありませんが、必ず患者（もしくはその家族）に説明をし、同意を得たうえでチームに加入してください。

※新城市が既にお示ししている「患者支援チーム連携ルール」についての文書では、登録処理や変更処理等を新城市に依頼できると記載されているところですが、ほいっぷネットワークの仕様上、新城市においてこれらの処理は行うことはできませんので、各支援チームのリーダーなどが適宜行ってください。

[お問い合わせ先]

東三河電子連絡帳協議会新城市支部

（※新城市役所健康福祉部福祉課高齢者支援室）

連絡先：0536-23-7688

※令和元年 10 月 1 日時点での担当部署となります。